

～本年10月から食品・化粧品等の消耗品が免税対象に～ **新たに「イトーヨーカドー」で免税サービスを開始**

セブン&アイ・ホールディングスでは、外国人旅行者を対象に免税品目が大幅に拡大されるのに伴い、本年10月1日（水）より、グループ傘下のイトーヨーカドー153店舗にて、新たに免税サービスを開始しますのでお知らせいたします。

なお、グループの百貨店「そごう・西武」においても、既に、全24店舗に訪日外国人向けサービスを拡充しております。セブン&アイグループでは、引き続き、便利で魅力あるサービスとともに、安心してご利用いただけますよう、お客様のお買い物をサポートしてまいります。

記

<イトーヨーカドー免税サービスの概要>

- ・実施日 2014年10月1日（水）より
- ・実施店 全国のイトーヨーカドー153店
* 食品館、ザ・プライス等の一部店舗では未実施
- ・サービス概要 ①各店のサービスカウンター内に「免税カウンター」を新規設置し、ご案内
②新規作成した4つの言語（中国、台湾、タイ、英語）による「免税ガイド」をカウンターに設置



■免税カウンターに設置する専用掲示ポスター

- ・対象商品 「一般物品」：衣料品、洋品小物、宝飾品、インテリア用品、書籍等
「消耗品」：飲食品、飲料類、酒、薬品、化粧品、日用品、電池等
* 対象商品における免税適用の購入額は上記でそれぞれ異なります。
* 対象商品は、個人使用および日本国外へ持ち出すものに限りです。

以上